

猪名川町道の駅整備事業

実施方針

令和2年1月22日

猪名川町

目次

第1章 特定事業の選定に関する事項	1
1. 事業内容に関する事項	1
(1) 事業の目的	1
(2) 事業の名称	1
(3) 事業の対象となる公共施設	2
(4) 公共施設等の管理者の名称	2
(5) 事業用地	2
(6) 土地の取得に関する事項	3
(7) 特定事業の範囲	3
(8) 事業方式	3
(9) 事業期間	3
(10) 事業者の収入等	4
(11) 事業者との契約手続き	7
(12) 本事業に関連する法令等の遵守	7
(13) 事業期間終了時の措置	7
2. 特定事業の選定に関する事項	8
(1) 特定事業の選定にあたっての考え方	8
(2) 選定結果の公表	8
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項	9
1. 募集及び選定方法	9
2. 応募者の参加資格要件	9
(1) 応募者の構成	9
(2) 応募者の参加資格要件	10
(3) 町の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者の参加	13
(4) 地元企業の活用等	13
(5) 代表企業、構成員の変更	14
(6) 応募者の参加資格要件確認基準日	14
(7) 参加資格の喪失	14
(8) 提出書類の取扱い	14
3. 事業者の募集・選定手順	15
(1) 募集・選定スケジュール	15
(2) 事業者の募集・選定手続等	16

(3) 個人情報保護.....	18
第3章 事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	19
1. 事業者の責任の明確化に関する事項.....	19
(1) 事業者の責任.....	19
(2) 想定されるリスクと責任分担.....	19
(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法.....	19
2. 事業者の責任の履行確保に関する事項.....	19
第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	20
1. 公共施設等の立地に関する事項.....	20
(1) 公共施設等の立地に関する事項.....	20
(2) 事業用地の状況.....	21
(3) 土地の使用に関する事項.....	21
2. 施設要件.....	21
(1) 施設構成.....	21
(2) 事業者が本事業で施設整備、維持管理、運営する施設.....	22
第5章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	23
1. 係争に対する措置.....	23
2. 管轄裁判所の指定.....	23
第6章 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項.....	24
1. 事業の継続が困難となった場合の措置.....	24
(1) 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合.....	24
(2) 町の帰責事由により事業の継続が困難となった場合.....	24
(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合.....	24
2. 金融機関又は融資団と町の協議.....	25
第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項..	26
1. 法制上の措置.....	26
2. 税制上の措置.....	26
3. 財政上及び金融上の支援.....	26
第8章 その他特定事業の実施に必要な事項.....	27
1. 議会の議決.....	27
2. 実施方針の変更.....	27

3.	指定管理者の指定	27
4.	応募に伴う費用	27
5.	情報提供	27
6.	送付先・問合せ先	27
別紙 1	位置図	29
別紙 2	リスク分担（案）	30
別紙 3	許可事業の条件	36
別紙 4	事業スキーム（案）	37
別紙 5	指定管理者制度の範囲	38

第1章 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業の目的

猪名川町（以下「町」という。）は、平成12年11月5日に町内産の農産物の販売や観光情報の発信拠点として、県道12号（川西篠山線）沿いに「道の駅いながわ」を開業した。「道の駅いながわ」は、町民はもちろん、町を通過するドライバーにも利用しやすい施設として親しまれ、町内で最も集客力の高い公共施設となっており、年間約70万人の利用者がある。

町では、総合計画等の上位・関連計画を踏まえ、「農林業の活性化」、「産業振興」、「子育て世代へのPR」、「健康づくりや生きがいづくり」、「観光振興」及び「公共交通の充実」につながる「道の駅いながわ機能拡大プロジェクト」を、「猪名川町地域創生総合戦略（平成28年3月）」として策定した。

同戦略における重点プロジェクトの一つに、「Project 1 道の駅いながわ機能拡大プロジェクト」を規定し、以下の2つを目的にしている。

目的1 （町内の活性化－地域センター型としての道の駅）

農業振興に加えて、他の産業振興や子育てなど、地域センター型の道の駅としての機能強化を目指す。

目的2 （集客拠点としての機能発揮－ゲートウェイ型としての道の駅）

新名神高速道路供用開始を好機と捉え、道の駅いながわや町の各観光資源をPRし、交通結節点や観光拠点として集客力の向上を目指す。

猪名川町道の駅整備事業（以下「本事業」という。）は、町が新たな道の駅の整備と維持管理及び運営を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき実施する事業である。また本事業は、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の創意工夫を活かした提案により、道の駅の休憩機能、情報発信機能、地域連携機能を持つ新たな道の駅を整備し、「町民の利用促進と町外来訪者の更なる増加を進める」、「住みたくなる・住み続けたいなる「ふるさと猪名川」づくり」の実現を目的とする事業である。

なお、本実施方針は、PFI事業の実施に関する方針で、町が本事業を実施する事業者に対して、事業者の募集や選定に関する事項、責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項等を定めたものである。

(2) 事業の名称

猪名川町道の駅整備事業

(3) 事業の対象となる公共施設

- ・ 駐車場
- ・ トイレ
- ・ 地域情報発信施設
- ・ 防災倉庫
- ・ 管理事務所
- ・ そばの加工販売施設
- ・ 特産品の開発・加工施設
- ・ 飲食施設
- ・ 物販・サービス施設
- ・ 多目的施設
- ・ 子育て関連施設
- ・ バスロータリー
- ・ 温浴施設
- ・ 地域産品飲食施設（バーベキュー等）
- ・ 地域商品等販売施設（農産物直売所含む）
- ・ 軽飲食施設
- ・ イベント交流広場
- ・ 観光案内所
- ・ 子育て支援センター
- ・ 進入路、周回道路等
- ・ サービスヤード等（従業員駐車場等）
- ・ 雨水調整池
- ・ 緩衝緑地

(4) 公共施設等の管理者の名称

猪名川町長 福田 長治

(5) 事業用地

所在地 兵庫県川辺郡猪名川町南田原地内

面積 本体：約 39,100 m²（約 3.91ha）

(6) 土地の取得に関する事項

事業用地のうち、民有地は事業契約締結前までに売買契約予定。

(7) 特定事業の範囲

本事業は、事業用地において、道の駅いながわの整備・維持管理及び運営を実施するものである。本事業は、以下の業務で構成される。具体的な業務内容については、業務要求水準書（案）に示す。業務要求水準書（案）に具体的な仕様が示されていない事項については、町は、事業者が積極的に創意工夫を発揮することを期待する。

- i. 設計業務
- ii. 建設業務
- iii. 工事監理業務
- iv. 開業準備業務
- v. 維持管理業務
- vi. 運營業務

(8) 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき、公共施設等の管理者等である町が事業者と締結する本事業に係る契約書に従い、用地取得は町が行い、事業者が施設整備を行った後、町に本施設（子育て支援センターを除く）の所有権を移転し、維持管理業務・運營業務を遂行する方式（BTO: Build Transfer Operate）を基本として実施する。なお、子育て支援センターについては、事業者が施設整備を行った後、町に所有権を移転し、町が維持管理業務・運營業務を遂行する方式（BT: Build Transfer）とする。

(9) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日から令和 25 年（2023 年）8 月頃まで（維持管理業務・運營業務は 20 年間）とする。なお、各業務の実施期間は、以下を予定している。

表 1 事業期間

項目	実施時期・期間
事業契約締結	令和3年(2021年)6月頃
設計業務実施期間	事業契約締結日～令和4年(2022年)4月頃
建設業務・工事監理業務実施期間	令和4年(2022年)5月頃 ～令和5年(2023年)8月頃
開業	令和5年(2023年)9月頃
維持管理業務・運營業務実施期間	令和5年(2023年)9月頃 ～令和25年(2043年)8月頃

事業期間の終了時、事業者は本施設及び敷地から速やかに退去すること。

なお、事業者は、事業期間終了後に町が本施設について継続的に維持管理・運營業務を実施できるように、事業期間終了時の2年前から事業終了時の本施設の状態、施設の明渡しまでの準備日程・方法等で構成される明渡し計画を作成し、維持管理・運營業務に係る必要事項や、申し送り事項その他の関係資料を町に提供する等、事業の引継ぎに必要な協議を町と行うこと。

ただし、経済合理性等を考慮し、本事業終了後の本施設の維持管理・運營業務について、必要に応じて事業者と協議する場合がある。

(10) 事業者の収入等

1) 町が事業者を支払うサービス対価

町は、整備した施設の引渡し後、設計業務、建設業務及び工事監理業務に係るサービス対価について、事業契約書に定める額を事業期間を通じて割賦により事業者を支払う。

ただし、本事業は施設整備に係る費用の一部に国からの交付金、施設整備一時金の充当を予定しており、交付金及び施設整備一時金の対象となる施設整備費用を施設整備期間中及び竣工段階において支払う場合がある。

2) 事業者のその他の収入

事業者は、本施設を維持管理・運営することにより、以下に記載のとおり、その他の収入を得ることができる。

① 利用料金収入

町が事業者を指定管理者に指定することで、地方自治法第244条の2の規定により、指定管理者に公の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収入として収受させることができる利用料金制度を導入する。

利用料金制度を導入する施設は、温浴施設、多目的施設、イベント交流広場を予定している。

② 許可事業による収入

町が事業者を指定管理者に指定し、町からの使用許可により指定管理者の許可事業として実施する施設等の売上を収入とすることができる。

許可事業とする施設等は、そばの加工販売施設、特産品の開発・加工施設、飲食施設、地域産品飲食施設（バーベキュー等）、地域商品等販売施設、自動販売機とする。

なお、地域商品等販売施設のうち、地域商品等については町又は兵庫六甲農業協同組合猪名川野菜部会との取り決めに基づいて地域商品等の販売を受託し、販売手数料を自らの収入とすることができる。

許可事業の条件については別紙3を参照すること。

③ 貸付施設の収入

町が事業者に貸し付ける施設の売上を収入とすることができる。貸し付ける施設は、物販・サービス施設、軽飲食施設、子育て関連施設とする。

3) 事業者の支出

事業者の支出は、独立採算で実施するそばの加工販売施設、特産品の開発・加工施設、飲食施設、物販・サービス施設、子育て関連施設、温浴施設、地域産品飲食施設（バーベキュー等）、地域商品等販売施設及び軽飲食施設の設備（空調設備、衛生設備等の建築設備を除く）・什器・備品等に係る費用、自動販売機の設置に係る費用、開業準備業務に係る費用、施設の維持管理業務及び運営業務に係る費用、光熱水費、本施設の売上の一部から町へ支払う納付金及び貸付施設の賃料とする。

賃料の金額等は、業務要求水準書（案）に示す。また、許可事業の使用許可に係る使用料は猪名川町行政財産使用料徴収条例（昭和62年3月19日 条例第18号）第5条に基づき免除とする。

なお、納付金は、町が事業者を支払うサービス対価から、納付金及び賃料を差し引いた町の実質負担額が入札公告時に示す金額以下となるように、事業者からの提案金額とする。

表 2 事業者の収入、支出等

施設	施設整備費用	維持管理費用	運営費用	光熱水費	事業者の収入			町への支払	
					利用料金収入	許可事業収入	貸付施設の収入	納付金	賃料
駐車場	●	○	—	○	—	—	—	—	—
トイレ	●	○	—	○	—	—	—	—	—
地域情報発信施設	●	○	○	○	—	—	—	—	—
防災倉庫	●	○	—	○	—	—	—	—	—
管理事務所	●	○	—	○	—	—	—	—	—
そばの加工販売施設	■	○	○	○	—	○	—	○※	—
特産品の開発・加工施設	■	○	○	○	—	○	—		—
飲食施設	■	○	○	○	—	○	—		—
物販・サービス施設	■	○	○	○	—	—	○		○
多目的施設	●	○	○	○	○	—	—		—
子育て関連施設	■	○	○	○	—	—	○		○
温浴施設	■	○	○	○	○	—	—		—
地域産品飲食施設 (バーベキュー等)	■	○	○	○	—	○	—		—
地域商品等販売施設 (農産物直売所含む)	■	○	○	○	—	○	—		—
軽飲食施設	■	○	○	○	—	—	○		○
イベント交流広場	●	○	○	○	○	—	—	—	
観光案内所	●	○	○	○	—	—	—	—	
バスロータリー	●	○	—	○	—	—	—	—	
子育て支援センター	●	—	—	—	—	—	—	—	
進入路、周回道路等	●	○	—	○	—	—	—	—	
サービスヤード (従業員駐車場等)	●	○	—	○	—	—	—	—	
雨水調整池	●	—	—	—	—	—	—	—	
緩衝緑地	●	○	—	○	—	—	—	—	

●：施設整備サービス対価に含まれるもの

■：施設整備サービス対価に含まれるもの（設備（空調設備、衛生設備等の建築設備を除く）・什器・備品等は事業者の負担）

○：事業者のその他の収入により賄うもの

※：施設ごとの納付金額は事業者の提案とする。

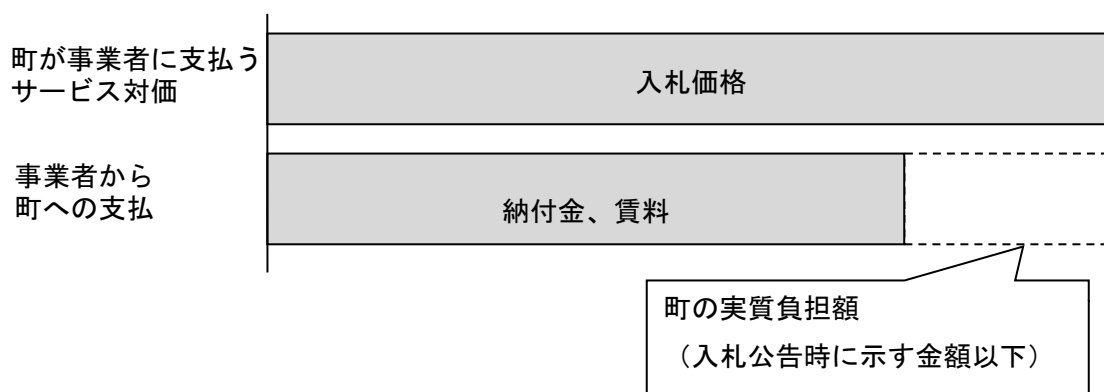


図 1 サービス対価及び納付金、賃料等の模式図

(11) 事業者との契約手続き

町は、PFI 法に定める手続きに従い、本事業の落札者として決定した事業者と、以下の協定等を締結する。

1) 基本協定の締結

町は、事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

2) 事業契約の締結

町は、事業者との間で、本事業を実施するために必要な一切の事項を定める事業契約を締結する。

(12) 本事業に関連する法令等の遵守

本事業を実施するにあたって、事業者は、関連する各種法令（施行令、施行規則等を含む。）、条例、規則、要綱等を遵守すること。また、各種基準、指針等についても本事業の要求水準に照らし、参照すること。

(13) 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間中は適切に施設の維持管理、運営を行い、事業期間終了時に町の定める要求水準を満たす状態で、町に引き継ぐものとする。

2. 特定事業の選定に関する事項

(1) 特定事業の選定にあたっての考え方

町は、本事業を従来型の手法により実施した場合に比べて PFI 手法により実施することの方が、町の財政負担の縮減が期待できる場合、又は町の財政負担額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合に、PFI 法第 7 条に基づき、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定結果の公表

町は、次の手段により客観的評価を実施し、評価の結果を公表する。

- i. コスト算出による定量的評価
- ii. PFI 事業として実施することの定性的評価
- iii. 上記 i から ii を踏まえた総合的評価

なお、事業の実施可能性についての客観的評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないとした場合にあっても同様に公表する。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 募集及び選定方法

本事業では、施設整備、維持管理、運営等の各業務を通じて、事業者の専門的な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定は、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理・運営等における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

2. 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

本事業に係る総合評価一般競争入札に参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、必要な資金の確保を自ら行い設計、建設、工事監理、開業準備、維持管理及び運営の各業務の全部を行う能力を有した単独企業（以下「単独応募企業」という。）又はこれらの能力を有するものを含むグループ（以下「応募グループ」という。）として応募すること。事業スキームについては別紙4を参照すること。

1) SPC の設立を行う場合

- ・単独応募企業又は応募グループのうち、特別目的会社（以下「SPC」という。）へ出資を行うものを「構成員」とする。また、応募グループのうち SPC へ出資を行わないものを「協力企業」とする。
- ・SPC は、事業契約締結までに設立すること。

構成員のうち、単独応募企業又は応募グループを代表する企業を「代表企業」とし、代表企業は以下の要件を満たすこと。

- i. 本事業における応募手続を行うこと。
- ii. 事業期間に渡り、SPC に対する出資割合が 50%を超えること。

ただし、施設整備期間及び維持管理・運営期間の各期間において、それぞれの業務を円滑に実施する企業が代表企業に変わることを認める。代表企業の変更は、町の書面による承諾を条件に可能とする。

2) SPC の設立を行わない場合

SPC の設立を行わない場合、応募者は単独応募企業とするか応募グループの場合は共同企業体（以下「JV」という。）を組成し応募すること。JV を組成する場合、設計業務、建設業務、工事監理業務を実施する企業で施設整備 JV を組成し、開業準備業務、維持管理業務、運営業務を実施する企業で維持管理・運営 JV を組成すること。施設整備 JV 及び維持管理・運営 JV を構成する企業（以下「JV 構成員」という。）は、本事業の履行に対して、連帯責任を負うものとする。また、施設整備 JV 構成員には、設計業務、建設業務、工事監理業務を実施する企業を必ず各 1 社は含めるものとし、

維持管理・運営 JV 構成員には、開業準備業務、維持管理業務、運營業務を実施する企業を必ず各 1 社は含めるものとする。応募の際には、施設整備 JV 及び維持管理・運営 JV の JV 構成員の一覧、責任分担、出資割合等を明記した JV 協定書等の写しを提出すること。なお、町は、維持管理・運営 JV を指定管理者に指定する。

JV 構成員のうち、応募グループを代表する企業を「JV 代表企業」とし、JV 代表企業、又は単独応募企業は以下の要件を満たすこと。

- i. 本事業における応募手続を行うこと。
- ii. 事業期間にわたり、本事業の統括管理を行うこと。

ただし、施設整備期間及び維持管理・運営期間の各期間において、それぞれの業務を円滑に実施するための総括を行う企業が JV 代表企業に変わることを認める。JV 代表企業の変更は、町の書面による承諾を条件に可能とする。

(2) 応募者の参加資格要件

1) 応募者の参加資格要件（共通）

応募者は、次の参加資格要件を満たすこと。

- i. PFI 法第 9 条に規定する欠格事由に該当しない者であること。
- ii. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- iii. 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定に基づく破産申立てがなされていない者であること。
- iv. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- v. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- vi. 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- vii. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条の規定に基づく指示又は営業停止の処分を受けていない者であること。
- viii. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体ではないこと。なお、基本協定又は事業契約の締結後に当該処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体であることが判明した場合

には当該基本協定又は事業契約を解除する。

- ix. 猪名川町指名競争入札の業者選定要綱（昭和 60 年 6 月 1 日要綱第 10 号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- x. 猪名川町暴力団排除に関する条例（平成 24 年 3 月 26 日 条例第 7 号）第 2 条第 4 号から第 6 号に該当しない者であること。また、契約後に該当していることが判明した場合には当該事業契約を解除する。
- xi. 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号、第 3 号及び第 7 条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者であること。また、契約後に該当することが判明した場合には当該事業契約を解除する。
- xii. 法人税、事業税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税、固定資産税の滞納がないこと。
- xiii. 町が設置する「猪名川町道の駅整備 PFI 事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の委員が所属する組織又はその組織との資本面、若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として委員と接触を試みた者については、応募の参加資格を失うものとする。なお、選定委員会の構成については、入札説明書の公表時に示す。
- xiv. 本事業に係るアドバイザー業務に関与している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
 - ・ 国際航業株式会社 東京都千代田区六番町 2
 - ・ 内藤滋法律事務所 東京都中央区築地 2 丁目 3 番 4 号
築地第一長岡ビル 1002

「資本面において関連がある者」とは、当該企業の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

2) 各業務実施企業の参加資格要件

- ・ 単独応募企業は、それぞれ①から⑥までのすべての要件を満たすこと。
- ・ 構成員若しくは協力企業又は JV 構成員のうち、設計、建設、工事監理、開業準備、維持管理及び運営の各業務に主としてあたるもの（SPC からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ①から⑥までの要件を満たすこと。複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとする。

① 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件を満たすこと。

- i. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ii. 町の令和元年度（2019 年度）・令和 2 年度（2020 年度）競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）（建設工事、測量・建設コンサルタント等）に登録されていること。
- iii. 第一次審査書類の受付最終日までの過去 10 年間に完了した延床面積 3,000 m²以上の公共施設等（発注者が国、地方公共団体、外郭団体等の施設）又は商業施設等の実施設計の実績を有すること。ただし、複数の者で設計業務を行う場合は、主たる部分を担当する企業が当該実績を有していればよいものとする。

② 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下の要件を満たすこと。

- i. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事の特定建設業の許可を受けた者であること。ただし、複数の者で施工する場合は、施工する企業がそれぞれ担当する業種の許可を受けていなければならないものとする。
- ii. 町の資格者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等）に登録されていること。
- iii. 建築物の建設を行う者の直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「建築一式」の総合評定値が 800 点以上であり、かつ特定建設業許可を有すること。ただし、複数の者で施工する場合は、当該業務を担当する企業のうち 1 社が本要件を満たしていればよいものとする。
- iv. 第一次審査書類受付最終日までの過去 10 年間に完了した延床面積 3,000 m²以上の公共施設等（発注者が国、地方公共団体、外郭団体等の施設）又は商業施設等の施工実績を有すること。当該実績は、元請負人として受注し、かつ単一の契約によりなされたもので、共同企業体の構成員としての実績の場合、当該共同企業体の経営形態は共同施工方式による当該共同企業体の構成員としての出資比率が 50%以上である者に限る。ただし、複数の者で施工する場合は、当該業務を担当する企業のうち 1 社が当該実績を有していればよいものとする。

③ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下の要件を満たすこと。

- i. 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- ii. 町の資格者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等）に登録されていること。

- iii. 第一次審査書類の受付最終日までの過去 10 年間に完了した延床面積 3,000 m²以上の公共施設等（発注者が国、地方公共団体、外郭団体等の施設）又は商業施設等の設計又は工事監理の実績を有すること。ただし、複数の者で工事監理業務を行う場合は、主たる部分を担当する企業が当該実績を有していればよいものとする。

④ 開業準備業務を行う者

開業準備業務を行う者は、以下の要件を満たすこと。

- i. 道の駅、物販施設、飲食施設、温浴施設、その他商業施設、観光施設のいずれかにおける開業準備及び開業記念行事の実績を有すること。
- ii. 町の資格者名簿（物品・役務提供等）に登録されていること。

⑤ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下の要件を満たすこと。複数の者で維持管理業務を行う場合は、i 及び ii に該当する企業を必ず 1 社は含めるものとし、iii は全ての企業が該当すること。

- i. 公共施設等（発注者が国、地方公共団体、外郭団体等の施設）又は商業施設等の維持管理業務の実績を有すること。
- ii. 温浴施設の維持管理業務の実績を有すること。
- iii. 町の資格者名簿（物品・役務提供等）に登録されていること。

⑥ 運営業務を行う者

運営業務を行う者は、以下の要件を満たすこと。複数の者で運営業務を行う場合は、i 及び ii に該当する企業を必ず 1 社は含めるものとし、iii は全ての企業が該当すること。

- i. 道の駅、物販施設、飲食施設、その他商業施設、観光施設のいずれかにおける運営業務の実績を有すること。
- ii. 温浴施設の運営業務の実績を有すること。
- iii. 町の資格者名簿（物品・役務提供等）に登録されていること。

(3) 町の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者の参加

本事業の入札への参加を希望する時点において、2 (2) で示す入札参加資格のうち、資格者名簿に登録されていない事業者は、本事業の入札参加にあたって、資格者名簿への登録を受け付ける予定である。登録に必要な手続きについては、入札公告時に公表する入札説明書等において提示する。

(4) 地元企業の活用等

- ・単独応募企業は、必要な資機材、消耗品等を町内から調達するなど、町内企業の

育成や地元経済の振興に配慮すること。また、従業員は、現道の駅にて雇用している従業員及び地元住民を優先して雇用すること。

- ・ 構成員若しくは協力企業又は JV 構成員には、可能な限り、猪名川町内に本店又は支店、営業所を有する企業を加えるよう努めるとともに、必要な資機材、消耗品等を町内から調達するなど、町内企業の育成や地元経済の振興に配慮すること。

また、従業員は、現道の駅にて雇用している従業員及び地元住民を優先して雇用すること。

(5) 代表企業、構成員の変更

応募者は、他の SPC の構成員及び協力企業となることはできないものとする。同様に、他の JV の JV 構成員となることもできないものとする。

構成員、協力企業及び JV 構成員の変更は、落札者決定前後を問わず原則として認めないものとするが、やむを得ない事態が生じた場合は町の承諾の上で変更することができるものとする。

なお、代表企業又は JV 代表企業の変更は第 2 章 2. (1) を除き認めない。

(6) 応募者の参加資格要件確認基準日

参加資格要件確認基準日は、一次審査書類の受付最終日とする。

(7) 参加資格の喪失

- i. 参加資格要件確認基準日の翌日から落札者決定日までの間、応募者の構成員若しくは協力企業、JV 構成員又は単独応募企業のいずれかが参加資格要件を欠くに至った場合、当該応募者は参加資格を喪失する。
- ii. 落札者決定日翌日から事業契約の本契約としての効力発生日までの間、応募者の構成員若しくは協力企業、JV 構成員又は単独応募企業のいずれかが参加資格要件を欠くに至った場合、原則として、町は基本協定若しくは事業契約を締結せず、又は締結した事業契約の仮契約を解除することとする。基本協定又は事業契約を締結しない場合において、それまでにかかった町及び応募者の費用は、各自の負担とする。

(8) 提出書類の取扱い

1) 著作権

町が示した入札説明書等の著作権は町に帰属し、応募者又は事業者が提出した書類の著作権は応募者又は事業者に帰属する。ただし、本事業期間中において、

事業者選定結果公表などの場合に町が必要と認めたときは、町は提出書類の全部又は一部（公にすることにより応募者又は事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）を使用できるものとする。設計図書は、町が無償利用する権利及び権限を有する。かかる利用の権利及び権限は、本事業契約終了後も存続するものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案内容は、町が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

2) 特許権等

応募者及び事業者が提案した内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、施工方法、維持管理方法及び運営方法を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を応募者及び事業者が負担するものとする。

3) その他

応募者及び事業者が提出した書類は返却しない。

3. 事業者の募集・選定手順

(1) 募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュールは、以下を予定している。

表 3 募集・選定スケジュール

日程、期間（予定）	内容
令和2年（2020年）1月22日（水）	実施方針、業務要求水準書（案）の公表
令和2年（2020年）1月22日（水） ～2月5日（水）	実施方針、要求水準書（案）に関する質問・意見の受付
令和2年（2020年）2月28日（金）	実施方針等に関する質問・意見への回答公表
令和2年（2020年）4月下旬	特定事業の選定
令和2年（2020年）5月上旬	入札公告・入札説明書等の公表
令和2年（2020年）5月中旬	入札説明書等に関する説明会、現地説明会
令和2年（2020年）5月下旬	一次審査書類等に関する質問の受付
令和2年（2020年）5月下旬 ～6月上旬	二次審査書類等に関する質問の受付
令和2年（2020年）6月中旬	一次審査書類等に関する質問への回答公表
令和2年（2020年）6月下旬	一次審査書類受付

日程、期間（予定）	内容
令和2年（2020年）7月上旬	一次審査結果通知
令和2年（2020年）7月上旬	二次審査書類等に関する質問への回答公表
令和2年（2020年）9月上旬	二次審査書類受付
令和2年（2020年）10月下旬	二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）
令和2年（2020年）11月上旬	落札者決定、公表
令和2年（2020年）11月上旬	基本協定締結
令和3年（2021年）3月下旬	仮契約締結
令和3年（2021年）6月下旬	事業契約締結

(2) 事業者の募集・選定手続等

1) 実施方針、業務要求水準書（案）に関する質問の受付及び回答公表

実施方針、業務要求水準書（案）に関する質問の受付は、次の手順により行う。

① 実施方針、業務要求水準書（案）に関する質問の方法

質問は、「実施方針、業務要求水準書（案）に関する質問書」（様式）に記載し、当該電子ファイルを電子メールにて「送付先・問合せ先」宛に送付すること。電子メールの件名は【実施方針等に関する質問書】と記載すること。

なお、これ以外の方法による質問は受け付けないこととする。

② 受付期間

令和2年（2020年）1月22日（水）～2月5日（水）17：00まで

③ 実施方針、業務要求水準書（案）に関する質問の回答公表日

令和2年（2020年）2月28日（金）

質問に対する回答は、町ホームページに公表する。ただし、質問者の権利や競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると考えられるものは、質問者と協議し、公表の有無を決定する。また、明らかに応募者の参加資格要件を満たさない者からの質問、本事業に直接関係しない質問、不当に混乱を招くことが危惧される質問と町が判断したものについては受け付け及び回答しない。

2) 入札公告

特定事業の選定を踏まえ、入札公告を行い、町ホームページに公表する。

3) 入札説明書等に関する説明会、現地説明会

入札説明書等に関する説明会、現地説明会を実施する。詳細は、入札公告時に示す。

4) 入札説明書等に関する質問の受付・回答の公表

入札説明書等に関する質問受付期間を設け、受け付けた質問について後日回答を公表する。詳細は、入札公告時に示す。

5) 選定委員会の設置と評価

町は、専門家等による選定委員会を設置し、選定委員会が事業者選定基準に基づいて応募書類等の審査を行い、選定委員会の審査結果に基づき、落札者を決定する。

6) 第一次審査に関する書類の受付

応募者は、入札説明書等に定めるところにより参加表明書及び第一次審査に関する書類を提出すること。

第一次審査は、参加資格の確認を目的とする。応募の詳細については、入札公告時に示す。

7) 第一次審査

町は、第一次審査に関する書類を提出した応募者を対象に参加資格の有無を確認する。その結果については、各応募者に書面で通知する。

8) 第二次審査に関する書類の受付

第一次審査の結果、参加資格があると認められた応募者は、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した第二次審査に関する書類を提出すること。

9) 第二次審査及びヒアリング

選定委員会は、提出された書類に対して事業者選定基準に基づき審査を行い、最優秀提案、優秀提案を選定する。事業者選定基準は、入札公告時に示す。

審査にあたっては、応募者ごとに提案内容に関するヒアリングを実施するものとする。ヒアリングの具体的な実施方法については、入札公告時に示す。

10) 落札者等の決定

町は、最優秀提案者を落札者、優秀提案者を次点落札者として決定する。

11) 審査結果の公表

① 審査結果の公表

町は、落札者を決定した場合は、その結果を速やかに第二次審査対象者に通知するとともに、町ホームページで公表する。

② 落札者を決定しない場合

事業者の募集、提案内容の審査及び選定において、最終的に応募者がいない、あるいは、いずれの応募者の提案においても本事業の目的が達成できない、事業提案書審査評価点の下限値を満足しない等により、本事業を PFI 手法で実施することが適当でないと判断する場合は、落札者を決定せず特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を応募者に通知するとともに、町ホームページで公表する。

上記の場合において、これまでににかかった費用は、町及び応募者が各自負担

するものとする。

12) 基本協定の締結

町は、落札者と事業契約の締結に向けて基本的な事項に係る基本協定を締結するものとする。

13) 事業契約の締結

① 仮契約の締結

町は、落札者と仮契約を締結するものとする。

② 事業契約の締結

仮契約締結後、町議会の議決をもって仮契約が事業契約として成立する。

(3) 個人情報の保護

事業者又は本施設に従事する従業員等は、猪名川町個人情報保護条例（平成 11 年 3 月 26 日 条例第 1 号）を準用し、個人情報の適切な管理のため必要な措置を講ずるとともに、本施設の維持管理、運営に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならないものとする。

第3章 事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 事業者の責任の明確化に関する事項

(1) 事業者の責任

本事業は、町と事業者が相互に協力し、適正にリスクを分担することにより、本事業の目的の遂行を図るものであり、原則として事業者が本事業に係る責任を負うものとする。

ただし、町が負うべき合理的な理由がある事項については、町が責任を負うものとする。

(2) 想定されるリスクと責任分担

想定される町と事業者のリスクの責任分担は、「別紙2 リスク分担（案）」によるものとするが、詳細は入札公告時に示すものとする。なお、本実施方針におけるリスク分担を変更する合理的かつ明確な理由があった場合には、必要に応じてリスク分担の変更を行うことがある。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

町又は事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負うべき者が全額負担することとする。

また、一定額まで事業者が責任を負うとしたリスクや、町及び事業者が共同で責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、「別紙2 リスク分担（案）」によるほか、詳細は入札公告時に示す。

2. 事業者の責任の履行確保に関する事項

町は、事業者が事業契約等に定められた業務を確実に遂行していることを確認するため、要求水準及び事業者が提案した施設やサービス水準等の達成状況、事業の財務状況について、モニタリングを行うものとする。

モニタリングの方法等については、入札公告時に示す。

第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 公共施設等の立地に関する事項

(1) 公共施設等の立地に関する事項

表 4 本事業の事業用地に関する事項

項目	内容
所在地	兵庫県川辺郡猪名川町南田原地内
敷地面積	約 39,100 m ² (約 3.91ha)
用途地域	無指定 市街化調整区域【※1】
現況利用	主に農地(未造成)、農業用水路 農業振興地域外
用地所有者	公有地、民有地【※2】
その他法規制等	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法第93条に規定される周知の埋蔵文化財の包蔵地(貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地) 災害の発生のおそれのある土地の区域：水防法(H27.7改正)に基づき県が算定した洪水浸水想定区域図(想定最大規模(1/1,000年以上確率の降雨))及び猪名川町防災マップにおける浸水想定区域として、0.5m未満及び0.5～3.0m未満に指定された区域 ※事業用地の平均想定浸水深は約0.9m

※1：事業者の決定後、地区計画の決定をする予定

※2：民有地は事業契約締結前までに売買契約予定

文化財保護法による周知の埋蔵文化財の包蔵地であり、令和2年(2020年)10月頃に町が確認調査を実施する。確認調査の結果により、本発掘調査が必要な場合は、事業者が、調査にかかる費用を負担のもと実施するものとする。本発掘調査の結果により、埋蔵文化財の処理・保存・法令手続・調査が必要な場合には、町が費用負担のもと実施する。

なお、確認調査又は本発掘調査の結果により、事業者は提案内容を変更できるが、町が認めた場合に限り、変更できるものとする。

事業用地は水防法(H27.7改正)に基づき県が算定した洪水浸水想定区域図(想定最大規模(1/1,000年以上確率の降雨))及び猪名川町防災マップにおける浸水想定区域として、0.5m未満及び0.5～3.0m未満に指定された区域(事業用地の平均想定浸水深は約0.9m)に含まれている。事業用地は県道12号(川西篠山線)道路高と同等の地盤高になるよう造成すること。なお、必要な排水勾配を確保した地盤高と

すること。

(2) 事業用地の状況

事業用地の一部は、現在は民有地であるが、町は用地買収手続き中で、事業契約締結前までに売買契約を行う予定である。

なお、用地取得が契約締結予定日まで完了しない場合は契約締結日が順延され、又は業務内容の一部変更若しくは中止となる場合がある。

(3) 土地の使用に関する事項

事業者は、施設整備期間中の事業用地を無償で使用することができる。

2. 施設要件

(1) 施設構成

1) 本事業実施にあたって町が整備する施設、協議等

町が、原則として事業者による工事着工又は開業までに整備する主な施設、実施する主な協議等は次のとおりである。

- ・案内標識の設置
- ・交差点協議等関係機関協議
- ・用地交渉及び用地買収
- ・敷地内測量及びボーリング調査

なお詳細は、業務要求水準書（案）及び入札公告時に示す。

(2) 事業者が本事業で施設整備、維持管理、運営する施設

表 5 事業者が本事業で施設整備、維持管理、運営する施設

施設	整備施設	事業者の本事業における対象業務		
		施設整備	維持管理	運営
休憩施設	駐車場	○	○	—
	トイレ	○	○	—
情報発信施設	地域情報発信施設	○	○	○
その他の基本施設	防災倉庫	○	○	—
	管理事務所	○	○	—
地域連携施設	そばの加工販売施設	○	○	○
	特産品の開発・加工施設	○	○	○
	飲食施設	○	○	○
	物販・サービス施設	○	○	○
	多目的施設	○	○	○
	子育て関連施設	○	○	○
	バスロータリー	○	○	—
	温浴施設	○	○	○
	地域産品飲食施設 (バーベキュー等)	○	○	○
	地域商品等販売施設 (農産物直売所含む)	○	○	○
	軽飲食施設	○	○	○
	イベント交流広場	○	○	○
	観光案内所	○	○	○
子育て支援センター		○	—	—※ ¹
その他の施設	進入路、周回道路等	○	○※ ²	—
	サービスヤード (従業員駐車場等)	○	○	—
	雨水調整池	○	—	—※ ³
	緩衝緑地	○	○	—

※¹子育て支援センターの維持管理業務及び運営業務は本事業に含めず、別途、町が直営又は業務委託等により実施するものとする。

※²進入路は町道認定を行う予定であり、町道の維持管理業務は本事業に含めず、別途町が実施するものとする。それ以外の周回道路等については事業者が維持管理を行うこと。

※³雨水調整池の維持管理業務は本事業に含めず、別途町が実施するものとする。

設計要件等の詳細については、業務要求水準書（案）に示す。

第5章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1. 係争に対する措置

町と事業者との間で締結された基本協定及び事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、町と事業者は本事業の目的の遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図るものとする。

2. 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に係る紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1. 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

事業者が事業契約上の債務を履行しない場合、町は事業者に対して改善勧告を行うものとする。改善勧告を行っても改善が認められない場合、事業者の帰責事由によりサービスの提供に重大な遅延等が懸念される場合、事業者の事業遂行能力の修復が不可能であると判断される場合、又は事業者が倒産若しくは事業者の財務状況が著しく悪化し、事業契約に基づく事業の継続的履行が合理的に困難と考えられる場合、その他事業契約で定める解除事由に該当する場合は、町は事業契約を解除できるものとする。

以上の事由により、町が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところにより、町及び事業者の債権債務を相殺し、町は、事業者に対して違約金、損害賠償等の請求を行うことができるものとする。

(2) 町の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

町の債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除できるものとする。

以上の事由により、事業者が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、町は事業者に対して事業者が生じた損害を賠償する義務を負うものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

町及び事業者のいずれの責めにも帰すことができない不可抗力その他の事由により、事業の継続が困難となった場合は、町と事業者との間で事業継続の可否について協議を行うものとする。

一定の期間内に上記の協議が調わない場合は、町が本事業の継続の可否を決定し、事業者はこれに従うものとする。町が本事業の継続は難しいと判断する場合、町は、事前に事業者に通知することにより、事業契約を解除できるものとする。

以上の事由により事業契約を解除する場合の措置は、事業契約に定めるところに従うものとする。なお、不可抗力の定義については、事業契約に定めるものとする。

2. 金融機関又は融資団と町の協議

町は、事業の安定的な継続を図ることを目的として、事業者に本事業に関する資金を供給する金融機関等の融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置は想定していない。

2. 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置は想定していない。

3. 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、町は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

なお、町は事業者に対する出資等の支援は行わない。

第8章 その他特定事業の実施に必要な事項

1. 議会の議決

本事業の債務負担行為の設定に関する議案は、令和2年（2020年）3月に町議会に提出する予定である。事業契約に関する議案は、協議が調い次第、議会に提出する予定である。

2. 実施方針の変更

町は、実施方針等に関する民間事業者からの質問・意見を踏まえ、PFI法第7条に定める特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

実施方針の内容の変更を行った場合には、町ホームページへの掲載、その他適切な方法により、速やかに公表する。

3. 指定管理者の指定

町は、供用開始までの間に、本施設の維持管理・運営業務について、事業者を指定管理者に指定する予定である。指定管理者制度の範囲については別紙5を参照すること。

4. 応募に伴う費用

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

5. 情報提供

情報提供については、適宜、町ホームページ等を通じて行う。

6. 送付先・問合せ先

猪名川町 地域振興部 産業観光課 まち活性化推進室

住 所 〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1

開 庁 日 月曜日～金曜日（祝日を除く）

開 庁 時 刻 午前8時45分～午後5時30分

電 話 番 号 (072) 768-6016（直通）

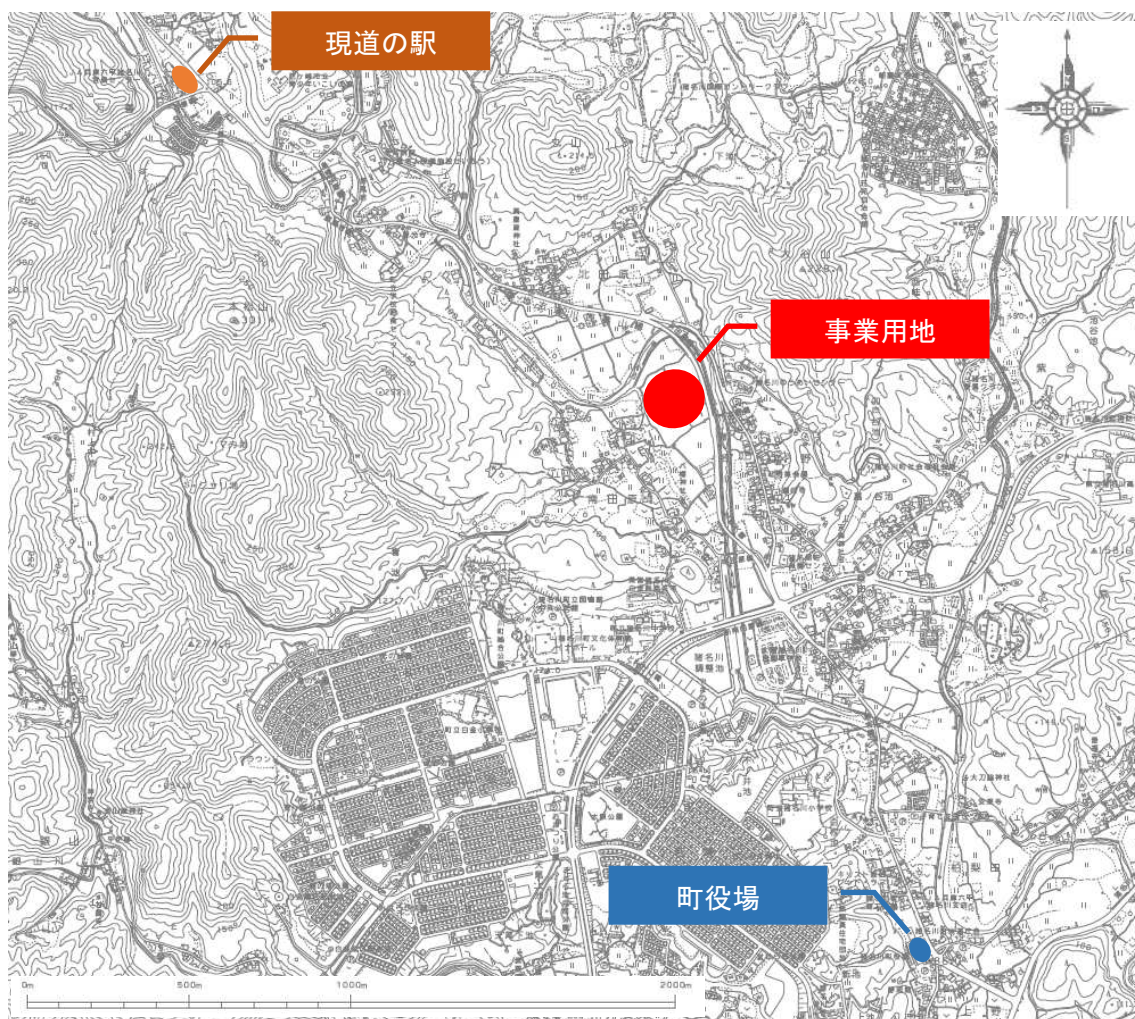
F A X 番 号 (072) 766-7725

メールアドレス machikatsu@town.inagawa.lg.jp

担 当 者 坂ノ上、山田、井上

なお、実施方針等に関する質問・意見については、口頭又は電話での回答は行わない。

別紙 1 位置図



別紙2 リスク分担（案）

1. 共通事項

リスクの内容		負担者		備考
		町	事業者	
入札説明書等リスク	入札説明書等の誤り、入札手続きの誤りに関するもの	○		
応募費用リスク	応募費用に関するもの		○	
契約締結リスク	町の責めに帰すべき事由により事業契約が締結できない場合	○		
	事業者の責めに帰すべき事由により事業契約が締結できない場合		○	
資金調達リスク	町が資金を確保できないことによる支払の遅延・支払不能な場合	○		
	事業者が必要とする資金を確保できない場合		○	
政治・行政リスク	町の政策の変更（本事業に直接影響を及ぼすもの）によるもの	○		
	事業遂行にかかる議会不承認の場合の事業期間の変更、延期、契約解除等に伴う事業費の増加	○	○	※1
法制度リスク（税制度は除く）	法制度の新設・変更に関するもの（本事業に類型的又は特別に影響を及ぼすもの）	○		
	法制度の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）		○	
許認可取得リスク	許認可の遅延に関するもの（町で取得するもの）	○		
	許認可の遅延に関するもの（町で取得するもの以外）		○	
税制度リスク	消費税の範囲や税率の変更に関するもの	○		
	消費税以外の税制度の変更に関するもの		○	
住民対応リスク	町の提示条件に対する住民の反対運動等に起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用	○		
	入札説明書等において、町が民間事業者に対して提示する条件に係る近隣住民への説明等の対応	○		
	事業者が実施する業務に関する近隣住民への説明等の対応		○	
環境問題リスク	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気等の環境問題リスク等に関するもの		○	
	上記以外のもの	○		
第三者賠償リスク	事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○	
	町の責めに帰すべき事由によるもの	○		

リスクの内容		負担者		備考
		町	事業者	
債務不履行 リスク	事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○	
	町の責めに帰すべき事由によるもの	○		
契約解除リ スク	町の債務不履行又は公共サービスが不要になった場 合等による事業契約解除に伴うもの	○		
	上記以外の事由による事業契約解除に伴うもの		○	
不可抗力リ スク	風水害、暴動、地震等第三者の行為その他自然的又は 人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲を超える もの	○	○	※2
金利リスク	基準金利決定日までの金利変動による事業費用の増 減	○		
	基準金利決定日以降の金利変動による事業費用の増 減		○	
物価変動リ スク	工事費等に係る物価変動による事業費用の増減	○	○	※3
	上記以外の物価変動による事業費の増減		○	

2. 施設整備期間

リスクの内容		負担者		備考
		町	事業者	
測量・調査 リスク	町が実施した測量、地質調査等の不備によるもの	○		
	当初調査では予見不可能な地質・地盤状況の結果によるもの（埋蔵文化財によるものを除く）	○		
	埋蔵文化財の発見による工期延長、増加費用に関するもの	○	○	※4
	事業者が実施した測量、地質調査等の不備によるもの		○	
設計リスク	町の責めに帰すべき事由による設計の遅れ・不備又は設計変更によるもの	○		
	事業者の責めに帰すべき事由による設計の遅れ・不備又は設計変更によるもの		○	
用地取得リスク	町の用地確保の遅延又は不調により事業者の計画に変更が生じた場合によるもの	○		
工事遅延リスク	町が実施する工事遅延、若しくは工事ができなかったことによる事業者の計画に変更が生じた場合によるもの	○		
工事完成遅延リスク	町の責めに帰すべき事由による業務要求水準書の変更その他町の指示に伴う工事完成遅延による費用の増加	○		
	その他の工事完成遅延による費用の増加		○	
工事監理リスク	工事監理の不備による事業の中断・遅延によるもの		○	
調査・設計ミスリスク	調査・設計ミスに伴う工事期間変更、工事の遅延・中断等による費用の増加		○	
工事費増加リスク	町の責めに帰すべき事由による工事費の増加によるもの	○		
	事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加によるもの		○	

3. 維持管理期間

リスクの内容		負担者		備考
		町	事業者	
技術進歩リスク	技術進歩による施設設備内容の変更に伴うもの		○	
計画変更リスク	町の責めに帰すべき事由による事業内容の変更に 関するもの	○		
	上記以外の計画変更に関するもの		○	
委託先経営破綻・変更リスク	委託先の経営破綻、変更によるもの		○	
施設瑕疵リスク	施設整備による瑕疵、管理瑕疵によるもの		○	
災害対応リスク	本施設が災害復旧活動、災害対策活動等に活用される 場合の維持管理によるもの	○	○	※5
維持管理費リスク	町の責めに帰すべき事由による業務要求水準書の変 更、その他町の事由による町の指示による事業内容・ 用途の変更に起因する運営によるもの	○		
	その他の要因による維持管理費の増大		○	
設備機器劣化リスク	町の責めに帰すべき事由により設備機器が劣化する ことによるもの	○		
	上記以外によるもの		○	
施設損傷リスク	町の責めに帰すべき事由により施設が損傷するもの	○		
	上記以外の事由により施設が損傷するもの		○	
人材確保リスク	業務に必要とされる人員体制が確保できないこと によるもの		○	

4. 運営期間

リスクの内容		負担者		備考
		町	事業者	
運営開始遅延リスク (許認可は除く)	町の責めに帰すべき事由による業務要求水準書の変更、その他町の事由による町の指示に伴う運営開始遅延によるもの	○		
	上記以外の事由による運営開始遅延によるもの		○	
計画変更リスク	町の責めに帰すべき事由による事業内容の変更に関するもの	○		
	上記以外の計画変更に関するもの		○	
委託先経営破綻・変更リスク	委託先の経営破綻、変更によるもの		○	
需要変動リスク	需要変動によるもの		○	
運営費リスク	町の責めに帰すべき事由による業務要求水準書の変更、その他町の事由による町の指示による事業内容・用途の変更に起因する運営によるもの	○		
	本施設が災害復旧活動、災害対策活動等に活用される場合の運営によるもの	○	○	※5
	上記以外の要因によるもの		○	
利用者トラブルリスク	利用者間のトラブル発生、利用者からの苦情によるもの		○	
自主事業実施リスク	イベント開催などの自主事業の実施に伴うもの		○	
技術革新リスク	施設、設備、情報システムが事業期間中に陳腐化し、施設利用者に対するサービスが劣る状況になった場合		○	
	技術進歩により運營業務の内容が変更されることによるもの		○	
業務中断、契約解除リスク	町の事由による町の指示による契約条件変更に伴う運營業務遂行不能による業務の中断によるもの	○		
	本施設が災害復旧活動、災害対策活動等に活用される場合の町及び防災関係機関の活動費用	○		
	本施設が災害復旧活動、災害対策活動等に活用されることに起因する施設の業務中断によるもの	○	○	※6
	その他の事由による運營業務遂行不能に伴う業務の中断に伴うもの		○	
人材確保リスク	業務に必要とされる人員体制が確保できないことによるもの		○	

5. 事業終了時

リスクの内容		負担者		備考
		町	事業者	
事業清算に伴うリスク	業務移管手続きに伴う諸費用発生、事業者の清算手続きに伴う評価損益等		○	
施設性能リスク	事業期間終了時における要求水準の保持		○	

- ※1 議会の議決が得られないことにより契約締結が遅延・中止した場合は、それまでにかかった町及び事業者の費用は、各自の負担とする。
- ※2 保険又は同等の措置により対応できるものは事業者の負担とする。
- ※3 一定範囲を超える物価変動は町が負担する。
- ※4 一定範囲を超える増加費用は町が負担する。
- ※5 事業者提案に基づいて決定した協力内容については事業者が負担する。
- ※6 災害発生日から町が必要と認める期間までの一時避難受け入れによる対応費用は、町と事業者が協議のうえ決定する。

別紙3 許可事業の条件

1. 許可事業の対象施設・概要

施設	概要
そばの加工販売施設	・いながわブランドの普及と活用や6次産業拠点化に資するため、主に町内産の農産品に係る特産品を加工、調理する施設 ・取扱う特産品は、町内産品の農産物のほか、そば、椎茸、イチゴ、餅、そばソフトクリーム等を想定
特産品の開発・加工施設	
飲食施設	・地元農産物を使った料理の提供などによる魅力向上
地域産品飲食施設 (バーベキュー等)	・地域産品等販売施設や特産品の開発・加工施設等で購入した農産物や加工品を消費する施設
地域産品等販売施設 (農産物直売所含む)	・現道の駅いながわの農産物販売センター及び地域農業情報センターで販売する農産物、農産物加工品、地場産品等を販売する施設 ・主として町内で生産された農産物(生鮮品、加工品)、特産品等を販売 ・その他の加工品や日用品、土産物等を販売
自動販売機	・施設利用者の利便性を考慮し、事業者の提案により、本施設の機能を阻害しない範囲で敷地内に自動販売機を設置

2. 使用期間

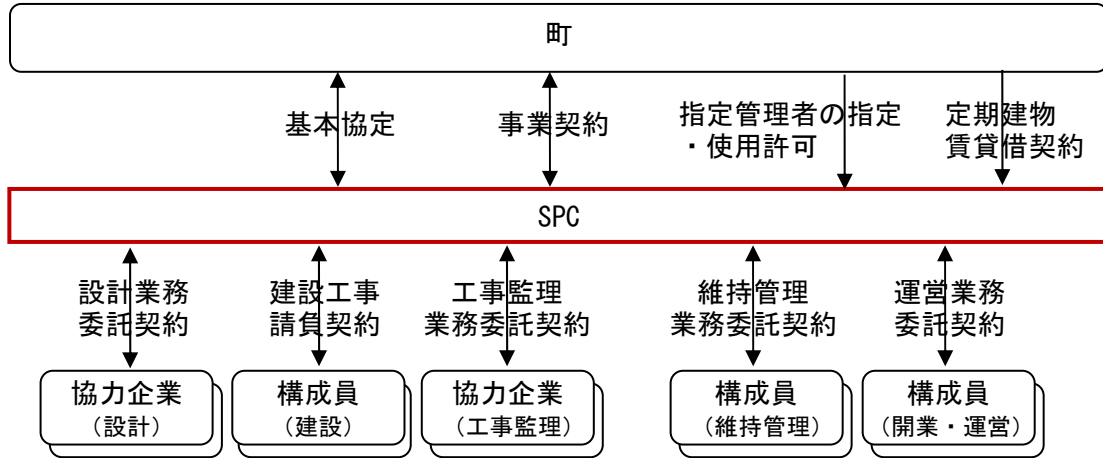
使用許可の期間は1年間として、事業期間が終了するまでの間、年度ごとに更新するものとする。

3. 使用料

猪名川町行政財産使用料徴収条例（昭和62年3月19日 条例第18号）第5条に基づき免除とする。

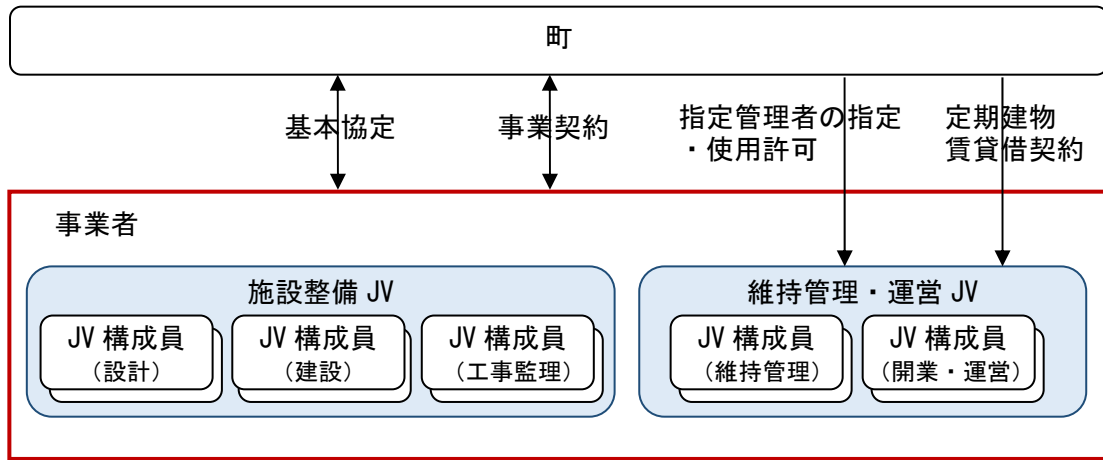
別紙4 事業スキーム（案）

1. SPC を設立する場合



※構成員のうち、応募グループを代表する企業を代表企業とすること。

2. JV を組成する場合



※JV 構成員のうち、施設整備 JV と維持管理・運営 JV を代表する企業を JV 代表企業とすること。

別紙5 指定管理者制度の範囲

機能	施設	指定管理者			施設の貸し付け
			利用料金 制度	使用許可による 許可事業	
休憩機能	駐車場	○	—	—	—
	トイレ	○	—	—	—
情報発信機能	地域情報発信施設	○	—	—	—
防災機能	防災倉庫	○	—	—	—
管理機能	管理事務所	○	—	—	—
6次産業拠点化	そばの加工販売施設	○	—	○	—
	特産品の開発・加工施設	○	—	○	—
地域拠点化	飲食施設	○	—	○	—
	物販・サービス施設	—	—	—	○
	多目的施設	○	○	—	—
	子育て関連施設	—	—	—	○
	バスロータリー	○	—	—	—
	温浴施設	○	○	—※ ¹	—
グリーン ツーリズム	地域産品飲食施設 (バーベキュー等)	○	—	○	—
観光拠点化	地域商品等販売施設 (農産物直売所含む)	○	—	○	—
	軽飲食施設	—	—	—	○
	イベント交流広場	○	○	—	—
	観光案内所	○	—	—	—
子育て支援センター		維持管理業務及び運營業務の対象としない			
その他の施設	進入路、周回道路等	○※ ²	—	—	—
	サービスヤード (従業員駐車場等)	○	—	—	—
	雨水調整池	維持管理業務の対象としない			
	緩衝緑地	○	—	—	—

※¹事業者の提案により、温浴施設内に小売スペース、飲食スペース、休憩スペース等を設置する場合は、当該スペース部分については使用許可による許可事業とする。

※²進入路は町道認定を行う予定であり、町道の維持管理業務は本事業に含めず、別途町が実施するものとする。それ以外の周回道路等については事業者が維持管理を行うこと。